

- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号））

【要旨】

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、特定地域等に所在する直営診療施設の運営費の赤字額に対する国庫補助の交付基準額について、実勢を反映した見直しが行われたことにより、国民健康保険事業特別会計から繰り出し、国民健康保険大正診療所特別会計へ繰り入れるべき特別調整交付金が大幅な増額となり、その執行経費について予算を編成する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、交付額確定通知のあった平成27年3月31日付けで専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

【補正内容】

平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり。

平成26年度国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり。

■国民健康保険事業特別会計

歳 入	歳 出
3 款 国庫支出金	11 款 諸支出金
2 項 国庫補助金	2 項 繰出金
1 目 財政調整交付金	1 目 繰出金
2 節 特別調整交付金	28 節 繰出金
特別調整交付金 26,425	診療所特別会計繰出金 26,425
歳入合計 26,425	歳出合計 26,425

■国民健康保険大正診療所特別会計

歳 入	歳 出
5 款 繰入金	5 款 予備費
1 項 繰入金	1 項 予備費
2 目 国保会計繰入金	1 目 予備費
1 節 国保会計繰入金	—
特別調整交付金繰入金（運営費分） 26,425	予備費 26,425
歳入合計 26,425	歳出合計 26,425

